

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 水利使用料徴収規則の一部改正

◇告示 国民健康保険法に基づく条例変更認可
保安施設地区指定予定地
建築代理業者の登録

規則

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年二月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第九号

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則

水利使用料徴収規則（昭和二十二年十一月鳥取県規則第

四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「二百十五円」を「二百五十六円」に、
同条第二号中「百七円五十銭」を「百二十八円」に改め
る。

第七条第二号を次のように改め第三号を削る。

二 公益法人（但し売電事業を行う農業協同組合を除く）

附則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。但し第七条第二号の改正規定は昭和三十年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第五十七号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更を認可した。

昭和三十年二月四日

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースター計算器
玉屋測量機

山陰代理店

有限
会社

雑賀タイプライター商會

鳥取県公認

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取者
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町